

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 5 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 5 8 号

川崎市アートセンター条例の一部を改正する条例

川崎市アートセンター条例（平成１８年川崎市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

別表の１施設利用料の表中映像編集室の項を削る。

附 則

この条例は、令和８年５月１日から施行する。